

【診療報酬等の請求にかかる留意事項】

医科	
項目	内容
ドネペジル塩酸塩製剤の保険適用に係る留意事項について	<p>当該製剤をレビー小体型認知症における認知症症状の進行抑制に用いる場合は、投与が適切と判断した理由、投与継続の検討を行った年月日等を診療報酬明細書の摘要欄に記載することとなっております。</p> <p>※詳細については、厚生労働省保険局からの留意事項通知（令和4年11月29日付け保医発1129第1号）をご参照ください。</p>
在宅で使用する特定保険医療材料について	<p>レセプトの在宅の項（14）で特定保険医療材料を算定する場合は、在宅用のマスタを使用してください。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> × 膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル（2管一般（1）） ○ 膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル（在宅）（2管一般（1））
B008薬剤管理指導料「1」の対象薬剤について	<p>薬剤管理指導料の「1」（特に安全管理が必要な医薬品が投薬又は注射されている患者の場合）は、抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤、不整脈用剤、抗てんかん剤、血液凝固阻止剤（内服薬に限る）、ジギタリス製剤、テオフィリン製剤、カリウム製剤（注射薬に限る）、精神神経用剤、糖尿病用剤、膵臓ホルモン剤又は抗HIV薬が投薬又は注射されている患者に対して、これらの薬剤に関する薬学的管理指導を行った場合に算定することとなっております。</p> <p>なお、具体的な対象薬剤については、厚生労働省のホームページに掲載されている一覧をご確認ください。</p>
呼吸心拍監視の算定について	<p>呼吸心拍監視は、重篤な心機能障害若しくは呼吸機能障害を有する患者又はそのおそれのある患者に対して、常時監視を行っている場合に算定することとなっております。</p> <p>当該診療行為を算定される場合は、算定開始日をレセプトの摘要欄に「レセプト電算処理システム用コード」を用いて記載することとなっております。</p> <p>なお、呼吸心拍監視装置等の装着を中止した後30日以内に再装着が必要となった場合の起算日は、最初に当該診療行為を算定した日となります。</p> <p>算定の際は、算定開始日と診療内容の不一致についてご留意ください。</p>
疾患別リハビリテーション料にかかる摘要記載について	<p>疾患別リハビリテーション料は、医師の指導監督の下、個別療法又は集団療法（心大血管疾患リハに限る）を20分（1単位）以上行った場合に、最も適当な区分1つに限り算定することとなっております。ただし、病態の異なる複数の疾患を持つ場合は、複数の疾患別リハビリテーション料が算定できます。</p> <p>なお、当該リハビリテーション料及びこれに係る加算については、必要事項を摘要欄に記載することとなっています。必要事項は「レセプト電算処理システム用コード」を用いて記載することとなっているため、コードを用いての記載にご留意ください。</p>
在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料（包括的支援加算）について	<p>当該加算は、「特掲診療料の施設基準等」の「別表第八の三」に規定する状態の患者に対し、訪問診療を行っている場合に算定することとなっています。算定にあたっては、留意事項通知（23）のア～キのいずれに該当するかを摘要欄に記載することとなっておりますが、令和6年度改定で以下のとおり一部変更がありました。要介護2で算定されている請求が散見されますので、ご留意ください。</p> <p>ア 要介護3以上の状態又はこれに準ずる状態 イ～オ 略 カ 麻薬の投薬を受けている状態（新設） キ 略</p>
「転帰」欄について	治癒した場合には「治ゆ」、死亡した場合には「死亡」、中止又は転医の場合には「中止」を記載することとなっております。死亡の転帰漏れが散見されますので、ご留意ください。